

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	技研興業株式会社
【英訳名】	Giken Kogyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 温
【本店の所在の場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	東京 3398 局 8500 番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	東京 3398 局 8500 番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 150,000,000円 新株予約権証券 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（なお、平成28年2月10日、平成28年2月12日、平成28年5月9日及び平成28年5月13日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書により訂正されております。）の記載事項につき、「第一部 証券情報」、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

###### a 割当予定先の概要

##### 5 第三者割当後の大株主の状況

###### (1) 本新株式割当後の大株主の状況

###### (2) 新株式の割当及び新株予約権が全部行使された後の大株主の状況

### 第三部 追完情報

#### 1 事業等のリスク

#### 2 臨時報告書の提出

#### 3 最近の業績の概要

### 第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

(訂正前)

a. 割当予定 先の概要	名称	フリージア・マクロス株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区外神田6丁目8番3号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第72期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

(訂正後)

a. 割当予定 先の概要	名称	フリージア・マクロス株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区神田東松下町17番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第73期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月28日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第73期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 本新株式割当後の大株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数の 割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区外神田6丁目8番3号	4,299	26.88	5,299	31.18
夢みつけ隊株式会社	東京都新宿区愛住町13番地10新宿杉山ビル	3,621	22.64	3,621	21.31
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.63	900	5.30
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1-10-18	715	4.47	715	4.21
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	406	2.54	406	2.39
角田 式美	東京都調布市	378	2.36	378	2.22
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)	東京都中央区晴海1-8-12				
資産管理サービス信託銀行株式会社	晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	321	2.01	321	1.89
勝川建設株式会社	山形県西村山郡河北町谷地甲2681	213	1.33	213	1.25
武井 博子	東京都杉並区	199	1.24	199	1.17
フリージアトレーディング株式会社	東京都千代田区外神田3丁目16番16号	179	1.12	179	1.05
計	-	11,231	70.21	12,231	71.96

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しており、新株式の全てをフリージア・マクロス株式会社に割り当てた場合を記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数(15,996個)に本株式発行により増加する議決権数(1,000個)を加えた数を分母として算出しております。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨て、割合は小数第三位を四捨五入しております。

4. 上記のほか、平成27年9月30日現在、当社が保有している自己株式388,212株ありますが、議決権がないため除いております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	4,299	26.88	5,299	31.18
夢みつけ隊株式会社	東京都新宿区愛住町13番地10新宿杉山ビル	3,621	22.64	3,621	21.31
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.63	900	5.30
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1-10-18	715	4.47	715	4.21
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	406	2.54	406	2.39
角田 式美	東京都調布市	378	2.36	378	2.22
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)	東京都中央区晴海1-8-12				
資産管理サービス信託銀行株式 会社	晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟	321	2.01	321	1.89
勝川建設株式会社	山形県西村山郡河北町谷地甲 2681	213	1.33	213	1.25
武井 博子	東京都杉並区	199	1.24	199	1.17
フリージアトレーディング株式 会社	東京都千代田区外神田3丁目16 番16号	179	1.12	179	1.05
計	-	11,231	70.21	12,231	71.96

- (注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しており、新株式の全てをフリージア・マクロス株式会社に割り当てた場合を記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数(15,996個)に本株式発行により増加する議決権数(1,000個)を加えた数を分母として算出しております。
3. 所有株式数は千株未満を切り捨て、割合は小数第三位を四捨五入しております。
4. 上記のほか、平成27年9月30日現在、当社が保有している自己株式388,212株ありますが、議決権がないため除いております。

(2) 新株式の割当及び新株予約権が全部行使された後の大株主の状況  
(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区外神田6丁目8番3号	4,299	26.88	15,299	56.67
夢みつけ隊株式会社	東京都新宿区愛住町13番地10新宿杉山ビル	3,621	22.64	3,621	13.41
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.63	900	3.33
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1-10-18	715	4.47	715	2.65
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	406	2.54	406	1.50
角田 式美	東京都調布市	378	2.36	378	1.40
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)	東京都中央区晴海1-8-12				
資産管理サービス信託銀行株式 会社	晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟	321	2.01	321	1.19
勝川建設株式会社	山形県西村山郡河北町谷地甲 2681	213	1.33	213	0.79
武井 博子	東京都杉並区	199	1.24	199	0.74
フリージアトレーディング株式 会社	東京都千代田区外神田3丁目16 番16号	179	1.12	179	0.66
計	-	11,231	70.21	22,231	82.35

- (注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しており、新株式及び新株予約権の全部が、フリージア・マクロス株式会社に割り当てられた場合を記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数(15,996個)に本株式発行により増加する議決権数(1,000個)及び本新株予約権を全部行使することにより増加する議決権数(10,000個)を加えた数を分母として算出しております。
3. 所有株式数は千株未満を切り捨て、割合は小数第三位を四捨五入しております。
4. 上記のほか、平成27年9月30日現在、当社が保有している自己株式388,212株ありますが、議決権がないため除いております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	4,299	26.88	15,299	56.67
夢みつけ隊株式会社	東京都新宿区愛住町13番地10新宿杉山ビル	3,621	22.64	3,621	13.41
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.63	900	3.33
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1-10-18	715	4.47	715	2.65
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	406	2.54	406	1.50
角田 式美	東京都調布市	378	2.36	378	1.40
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)	東京都中央区晴海1-8-12				
資産管理サービス信託銀行株式会社	晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	321	2.01	321	1.19
勝川建設株式会社	山形県西村山郡河北町谷地甲2681	213	1.33	213	0.79
武井 博子	東京都杉並区	199	1.24	199	0.74
フリージアトレーディング株式会社	東京都千代田区外神田3丁目16番16号	179	1.12	179	0.66
計	-	11,231	70.21	22,231	82.35

- (注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しており、新株式及び新株予約権の全部が、フリージア・マクロス株式会社に割り当てられた場合を記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数(15,996個)に本株式発行により増加する議決権数(1,000個)及び本新株予約権を全部行使することにより増加する議決権数(10,000個)を加えた数を分母として算出しております。
3. 所有株式数は千株未満を切り捨て、割合は小数第三位を四捨五入しております。
4. 上記のほか、平成27年9月30日現在、当社が保有している自己株式388,212株ありますが、議決権がないため除いております。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期）及び四半期報告書（第58期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月25日）までの間において、以下のとおり追加がありました。追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記(9)の文章を除いて当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年12月25日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(1)～(8)省略

#### (9) 大規模な第三者割当増資に関するリスク

本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は11,000,000株（議決権数11,000個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式16,640,000株（議決権数15,996個）の66.1%、総議決権数でも68.8%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第58期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月1日）までの間において、変更及び追加はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月1日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。



## 2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月25日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月30日提出）

### 1（提出理由）

平成27年6月25日開催の当社第57期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2（報告内容）

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額48,765,873円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 株式にかかる決議事項の追加

当社はこれまで、募集株式の発行及び新株予約権の発行等に関する事項について、取締役会の決議事項としていましたが、株主の権利を尊重し、株主の意見を今後の事業展開に反映させることを目的として、株式にかかる決議事項の追加を行うものであります。

2. 取締役の員数の変更

取締役の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条の取締役の員数を8名から11名に増員するものであります。

3. 取締役及び監査役の責任免除事項の変更

「会社法の一部を改定する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条第2項及び第34条第2項の変更を行うものであります。なお、第26条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、佐々木ベジ、木村温、関一郎、柳原洋一、浦秀範、土井博、坂井淳、昆幸弘、松長茂治、水谷徹也、名護弘貴を選任するものであります。

第3号議案に対する修正動議

株主より、上記第3号議案の原案に対し、取締役候補者11名のうち佐々木ベジ氏を社外取締役でない取締役として選任する旨の修正動議が提出されました。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	13,201	205	-	(注) 1	可決 98.47
第2号議案 定款一部変更の件	13,275	131	-	(注) 2	可決 99.02
第3号議案 取締役11名選任の件					
佐々木 ベジ	3,172	10,234	-		否決 23.66
木村 温	3,309	10,097	-		否決 24.68
関 一郎	3,232	10,174	-		否決 24.11
柳原 洋一	3,309	10,097	-		否決 24.68
浦 秀範	3,315	10,091	-	(注) 3	否決 24.73
土井 博	3,249	10,157	-		否決 24.24
坂井 淳	3,273	10,133	-		否決 24.41
昆 幸弘	3,104	10,302	-		否決 23.15
松長 茂治	3,104	10,302	-		否決 23.15
水谷 徹也	3,104	10,302	-		否決 23.15
名護 弘貴	3,104	10,302	-		否決 23.15
第3号議案に対する修正動議 (注) 4					
佐々木 ベジ	9,994	3,172	240		可決 74.55
木村 温	9,994	3,309	103		可決 74.55
関 一郎	9,994	3,232	180		可決 74.55
柳原 洋一	9,994	3,309	103		可決 74.55
浦 秀範	9,994	3,315	97	(注) 3	可決 74.55
土井 博	9,994	3,249	163		可決 74.55
坂井 淳	9,994	3,273	139		可決 74.55
昆 幸弘	9,994	3,104	308		可決 74.55
松長 茂治	9,994	3,104	308		可決 74.55
水谷 徹也	9,994	3,104	308		可決 74.55
名護 弘貴	9,994	3,104	308		可決 74.55

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 本株主総会当日出席の株主のうち賛成が確認できた株主の議決権数であります。なお、書面により行使された議決権のうち、賛成の指示があったものは反対として、また、反対の指示があったものは棄権として、それぞれ集計しております。

（平成27年12月25日提出）

1（提出理由）

平成27年12月25日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2（報告内容）

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成27年12月25日

（2）当該決議事項の内容

（会社提案）

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中村健一を選任するものであります。

（株主提案）

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

第3号議案 新株予約権を発行する件

第2号議案及び第3号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主の議決権個数は、4,299個であります。また、提案内容が割当先にとって、有利発行に該当する可能性が少なからずあること、並びに既存株主の皆様と与える影響が大きいため、本臨時株主総会の特別決議としております。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 監査役1名選任の件 中村 健一	11,330	435	0	（注）1	可決 96.30
第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件	9,184	2,581	0	（注）2	可決 78.06
第3号議案 新株予約権を発行する件	9,191	2,574	0	（注）2	可決 78.12

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

（平成28年4月28日提出）

1（提出理由）

当社は、平成28年4月25日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2（報告内容）

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

清流監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 異動の年月日

平成28年6月28日（第58期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成27年6月25日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人A & Aパートナーズは、平成28年6月28日開催予定の第58期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、当社を持分法適用会社としているフリージア・マクロス株式会社及び夢みつけ隊株式会社の会計監査人であるならば、連結決算において効率的な監査の実現を期待でき、また監査法人A & Aパートナーズからも助言をいただいた結果、清流監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第58期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年7月1日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成28年6月30日提出)

1 (提出理由)

平成28年6月28日開催の当社第58期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 (報告内容)

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額16,248,877円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び継続的な企業価値向上を目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、この移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、取締役の員数変更等、定款の一部変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、佐々木ベジ、木村温、関一郎、浦秀範、宮本勇志、福園裕二、昆幸弘、名護弘貴、松長茂治、多胡英文を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、水谷徹也、野中信敬、神保智男、山本理子を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を月額15百万円以内に設定するものであります。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内に設定するものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

清流監査法人を会計監査人に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	12,650	96	-	(注)1	可決 99.25
第2号議案 定款一部変更の件	12,647	99	-	(注)2	可決 99.22
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件					
佐々木 ベジ	12,648	98	-	(注)3	可決 99.23
木村 温	12,653	93	-		可決 99.27
関 一郎	12,625	121	-		可決 99.05
浦 秀範	12,653	93	-		可決 99.27
宮本 勇志	12,642	104	-		可決 99.18
福園 裕二	12,633	113	-		可決 99.11
昆 幸弘	12,625	121	-		可決 99.05
名護 弘貴	12,628	118	-		可決 99.07
松長 茂治	12,628	118	-		可決 99.07
多胡 英文	12,628	118	-		可決 99.07
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
水谷 徹也	12,634	112	-	(注)3	可決 99.12
野中 信敬	12,639	107	-		可決 99.16
神保 智男	12,641	105	-		可決 99.18
山本 理子	12,637	109	-		可決 99.14
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件	12,617	129	-	(注)1	可決 98.99
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	12,619	127	-	(注)1	可決 99.00
第7号議案 会計監査人選任の件	12,640	106	-	(注)1	可決 99.17

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

### 3．最近の業績の概要

（訂正前）

（省略）

（訂正後）

「3 最近の業績の概要」の全文を削除

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第57期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第58期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第58期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月29日

技研興業株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 A &amp; A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木間 久幸 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 征仁 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている技研興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、技研興業株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、技研興業株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、技研興業株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が形別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

技研興業株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 A &amp; A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木間 久幸 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 征仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている技研興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、技研興業株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。